**○農林水産省告示第千九百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　石川県白山市女原ツ一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字小河内五二八の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字大日ノ迫八二の五から八二の二五まで、八二の二七、八六、八七、九〇

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　山口県岩国市六呂師字江尻九六五の九

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県岩国市六呂師字ちぎり谷東三九三の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英南二五の一、二七・二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九の二、二九の三（次の図に示す部分に限る。）、二九の四、二九の五、二九の六・三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇の三、三〇の四（次の図に示す部分に限る。）、三五の一、三五の二（次の図に示す部分に限る。）、三五の三、三五の七、三五の八・三六の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

沼倉耕英南二五の一（次の図に示す部分に限る。）、二七、二九の一から二九の六まで、三〇の一、三〇の三、三〇の四、三五の一（次の図に示す部分に限る。）、三五の二、三五の三、三五の七（次の図に示す部分に限る。）、三五の八、三六の一二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐岩間字下甫喜山四七二の四四・西土佐中半字貝谷六〇一の六・六〇四の五（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千九百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県須崎市吾井郷字岡山乙二〇九一の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙二〇八八の三・乙二〇八九の三・乙二〇九一の三（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市大字長野字大峯山一六一二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　火葬場用地及び道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市大字長野字大峯山一六一二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

(三)　解除の理由　火葬場用地及び道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）